

別表

委託契約上の措置例（類型別）

別記「個人情報取扱特記事項」の各事項に関し、委託契約の類型ごとに特記すべき事項は、以下のとおりである。

なお、当該類型は参考であり、委託契約の性質及び実態に則し、必要な事項を追加し、及び不要な事項を削除するなどして、委託事務等に係る個人情報の適切な取扱いを確保すること。

【類型１】県が保有する個人情報を受注者に引き渡してその処理を行わせるもの

【類型２】県は個人情報を引き渡さないが、委託事務等の性質上、受注者において個人情報を取り扱うことが予定されているもの

【類型３】委託事務等の性質上、特に個人情報を取り扱うことが予定されていないが、受注者が当該事務等の遂行に当たって、個人情報を取り扱うことがあり得るもの又は個人情報を取り扱える状況となり得るもの

措 置 項 目	類型 1	類型 2	類型 3
第 1 基本的事項	○	○	○
第 2 秘密の保持	○	○	○
第 3 個人情報管理責任者等	○	○	△
第 4 作業場所の特定	○	○	－
第 5 個人情報の持出しの禁止	○	○	－
第 6 保有の制限	○	○	－
第 7 個人情報の目的外利用及び提供の禁止	○	○	－
第 8 漏えい、毀損及び滅失の防止等	○	○	○
第 9 教育の実施	○	○	○
第 10 資料の返還等	○	○	－
第 11 複写又は複製の禁止	○	－	－
第 12 個人情報の運搬	△	△	－
第 13 再委託の承諾	○	○	－
第 14 实地調査	○	○	－
第 15 指示、報告等	○	○	△
第 16 事故発生時の対応	○	○	△

※ ○原則として規定すべき事項。△発注者が必要と認める場合に規定すべき事項。－該当しない。

※ 第 17 から第 21 までは、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報又は匿名加工情報を取り扱わない業務においては不要である。